

○近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱

令和4年7月25日

告示第226号

(趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育課程にある児童生徒を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者が負担する学校給食費等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令8告示32・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費等 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及びそれと同じ目的で児童又は生徒が摂る食事として市長が認めるものをいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 近江八幡市立学校 近江八幡市小学校条例（平成22年近江八幡市条例第110号）及び近江八幡市中学校条例（平成22年近江八幡市条例第111号）に規定する市立学校をいう。

(令6告示324・令8告示32・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、近江八幡市（以下「本市」という。）に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者を養育する保護者とする。

- (1) 近江八幡市立学校に在籍する児童又は生徒のうち、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していない者。

- (2) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 9 条に規定する市外の公立小学校、中学校又は義務教育学校に在籍している者
- (3) 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している者
- (4) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人の設置する小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）に在籍している者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

- (1) 学校給食費に未納がある保護者
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護、学校教育法第 19 条の規定による就学援助費その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の支給を受けている保護者
- (3) 前項第 2 号から第 5 号までに該当する者のうち、学校給食に相当する食事を無償で提供を受けているもの

（令 6 告示 324・令 8 告示 32・一部改正）

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、小学校（特別支援学校の小学部等小学校に相当するものを含む。以下同じ。）の児童にあつては 1 年度につき 57,200 円、中学校（特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程等中学校に相当するものを含む。以下同じ。）の生徒にあつても 1 年度につき 57,200 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる支弁又は負担金の支給の対象者となった場合の補助金の額は、その支弁額又は負担金を補助金の額から減じた額とする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する支弁
- (2) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 22 日 文部大臣裁定）第 3 条に規定する負担金

3 前 2 項の規定にかかわらず、本市に転入又は本市から転出した場合などの補助金の額は、同 2 項の規定に基づく補助金の額を、8 月を除いた 11 で除した額に、8 月を除いた次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月数を乗じて得た額

(1 円未満の端数は切捨て) とする。

(1) 転出した場合 4 月から転出した日の属する月まで (当該日が 1 日の場合は前月まで)

(2) 転入した場合 転入した日の属する月の翌月から (当該日が 1 日の場合は同月から) 3 月まで

(3) 年度中に喫食しなくなった場合 喫食しなくなった日の属する月の翌月から (当該日が 1 日の場合は同月から) 喫食を開始する月の前月までの月数

(令 6 告示 3 2 4 ・ 令 8 告示 3 2 ・ 一部改正)

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、近江八幡市学校給食費等補助金交付申請書兼請求書 (別記様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。) を補助金の交付の申請をしようとする年度の 3 月 2 0 日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する者に係る申請者は、当該児童又は生徒の在籍する小学校又は中学校等の在学証明書 (これに類するものを含む。) を提出しなければならない。

(令 6 告示 3 2 4 ・ 令 8 告示 3 2 ・ 一部改正)

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、申請者から申請書兼請求書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは近江八幡市学校給食費等補助金交付決定 (額の確定) 通知書 (別記様式第 2 号。以下「交付決定及び額の確定通知書」という。) により、補助金を交付しないと決定したときは近江八幡市学校給食費等補助金不交付決定通知書 (別記様式第 3 号) により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の決定を受けた申請者 (以下「交付決定者」という。) に補助金を交付するものとする。

(令 6 告示 3 2 4 ・ 一部改正)

(補助金交付の条件)

第7条 交付決定者は、第5条に規定する申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、近江八幡市学校給食費等補助金変更承認申請書（別記様式第4号）に変更又は中止の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金の交付の決定の内容を変更したとき、又は補助金の交付の取消しをしたときは、近江八幡市学校給食費等補助金変更（取消し）決定通知書（別記様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（令6告示324・一部改正）

（実績報告等）

第8条 交付決定者に係る規則第11条に規定する実績の報告については、申請書兼請求書が提出されたことによりなされたものとし、規則第12条の補助金の額の確定については、交付決定及び額の確定通知書によりなされたものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年度の特例）

2 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年度に交付する補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2子 小学校の児童にあつては10,000円、中学校の生徒にあつては11,075円

(2) 第3子以降 小学校の児童にあつては20,000円、中学校の生徒にあつては22,150円

（令6告示324・一部改正）

3 第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年度に本市に転入又は本市から転出した場合の補助金の額は、前項各号の規定に基づく補助金の額を6で除した額に、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月数を乗じて得た額（１円未満の端数は切上げ）とする。

(1) 転出した場合 １０月から転出した日の属する月まで（当該日が１日の場合は前月まで）

(2) 転入した場合 転入した日の属する月（以下「転入月」という。）の翌月から３月まで。この場合において、転入月が４月から９月までの場合は１０月からとし、当該日が１日の場合は同月からとする（転入月が４月から９月までの場合を除く。）。

付 則（令和６年告示第３２４号）

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２ この告示の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

付 則（令和７年告示第２７３号）

この告示は、令和７年１２月２日から施行する。

付 則（令和８年告示第３２号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

近江八幡市学校給食費等補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者（保護者）

住 所	近江八幡市
氏 名	
電 話 番 号	

近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱第 5 条の規定により、近江八幡市学校給食費等補助金の交付を申請（請求）します。

なお、補助金の交付の条件等の審査のため、市が住民基本台帳等を調査することに同意します。

1 補助金対象者

補助対象年度				
児童・生徒	学校名		学 年	
	（フリガナ）			
	氏 名			

2 補助金の交付申請（請求）額 _____ 円

3 補助金の振込先（申請者名義の口座）

フリガナ													
口座名義人													
口座情報	金融機関名					支 店 名 （ 店 名 ）							
	金 融 機 関 コ ー ド					支店コード							
	預 金 種 別 （普通・当座）					口 座 番 号							

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7 桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

近江八幡市学校給食費等補助金交付決定（額の確定）通知書

近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、近江八幡市
学校給食費等補助金について、次のとおり交付の決定（額の確定）をしましたので
通知します。

対 象 者	氏名	
	学校名	
	学年	
算 定 根 拠	基本額 ①	
	就学奨励費 受給額 ②	
補助金 交付決定額 ①－②		
備考		

※ 世帯の状況が変わった場合は、近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱第 7 条第
1 項の規定により、近江八幡市学校給食費等補助金変更承認申請書（別記様式第 4
号）の提出が必要です。

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

近江八幡市学校給食費等補助金不交付決定通知書

近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、近江八幡市学
校給食費等補助金について、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

補助金の不交付の対象 となる児童又は生徒名	
学 校 名	
学 年	年
不交付の理由	

別記様式第4号（第7条関係）

近江八幡市学校給食費等補助金変更承認申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者（保護者） 住所

氏名

（署名又は記名押印）

電話（自宅）

（携帯）

近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり世帯の状況の変更を届け出ます。

なお、補助金の交付の条件等の審査のため、市が住民基本台帳等を調査することに同意します。

1 住所変更

変更前	
変更後	
理 由	

2 氏名変更

変更前	
変更後	
理 由	

3 その他変更が生じた内容

変更前	
変更後	
理 由	

* 添付書類：変更の内容が確認できる書類（個人番号カードの写し等）

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

近江八幡市学校給食費等補助金変更(取消し)決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した近江八幡市学校給食費等補助金については、近江八幡市学校給食費等補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり変更（取消し）しましたので通知します。

補助金の変更（取消し）対象の児童 又は生徒名	
学校名	
補助金の交付決定期間	年 月分から 年 月分まで
補助金の変更（取消し）決定期間	年 月分から 年 月分まで
補助金の変更（取消し）の理由	

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 6 告示 3 2 4 ・全改、令 8 告示 3 2 ・一部改正）

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 6 告示 3 2 4 ・全改）

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

（令 7 告示 2 7 3 ・一部改正）

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

（令 6 告示 3 2 4 ・一部改正）